

# 世帯類型より見たる公益質屋利用者階層の状態(続)

雀 部 猛 利

## 目 次

- 一、まえがき
- 二、職業別利用者階層の分布
- 三、職業別利用者階層の実態
- 四、職業別公益質屋利用状況
- 五、相 関 表
- 六、貸付資金運営状況
- 七、む す び

## 一、まえがき

既に述べた如く、世帯類型からみた公益質屋の利用者階層の間には、その生活実態に若干の差異が認められるのであるが、茲では彼等をその職業別に分類し、世帯主の職業分類からその生活の実態を少し分析してみることにする。

## 二、職業別利用者階層の分布

神戸市長田区林田公益質屋をこれ迄に利用した経験のある者が、何らかの理由に依つて現在（昭和二十八年十二月一日）では既にもう利用しなくなつてしまつた人達は、戦後の数年間に総計六六一世帯と記録されている。これらの人達がどのような理由で林田公益質屋を利用しなくなつたのかということは興味ある問題であるが、茲ではそれを探求する時間と労力とが与えられていないので、充分触れることが出来ない。彼等のうちには転勤、転宅、夜逃げ等で地域移動をした為にこの質屋に通うには不便な人もいるだろう。また彼等のうちには、既に質草も無くなり、公益質屋からも看離された人達もいるだろう。或いは逆に生活の水準が向上した為に、もう利用する必要が無くなつた人達もいるかも知れない。こうした利用者階層の地域的な水平移動や社会的な垂直移動は社会学的にも重要な研究課題であるが、茲では利用者階層の職業分布が一定の比率を示していることを指摘するに止めておく。

（表一）に示す如く、これまでに林田公益質屋を利用していたが、現在では全く利用しなくなつた六六一世帯をその利用回数に依つて分けてみると、五回未満の利用者がその八割を占め、五三六世帯、次に五回以上十回未満の利用者が一〇世帯、十回以上の常連者は一五世帯であつた。これに対して、現在の利用者は総数一二一五世帯のうち、その約半分の六八一世帯が五回未満、三五二世帯が十回未満、一八二世帯が十回以上利用した経験をもっている。

公益質屋を利用している者の過半数は、その利用回数が何れも五回未満であるが、なかには若干ながら公益質屋の常連達も混つている。そこで過去の利用者と現在の利用者との間に、職業分布の様態が異なるかを調べてみると、全体的にみるならば、日本経済の変動に依つて或る職業に従事するものが好条件に恵れたり、或いは不況にてその生活条件が悪化すること等が考えられるので、（表一）に示す如く職業分布の様態も過去の利用者と現在の利用者との間には同じような職業的分布比率を示してはいない。また五回未満という利用回数の少い人達に就いても同様なことが言えるの

(表一) 過去・現在別、質屋利用者階層の職業別分布

利用回数	業 分 利用時	事務系会社員	現業系会社員	事務系公務員	現業系公務員	製造業従事者	商業従事者	自由請負業	漁業従事者	無職	日雇	その他	計	$\chi^2$ 検定
五回未満利用	過去の利用者	80 (80)	143 (133)	23 (24)	12 (15)	20 (23)	34 (49)	48 (50)	4 (4)	109 (102)	48 (38)	15 (16)	536	$\chi^2 = 18.89$ $x^2 = x^2$ $\chi^2 = 18.307 > x^2 (0.05)$
	現在の利用者	101 (101)	160 (170)	31 (30)	23 (20)	32 (29)	78 (63)	66 (64)	6 (6)	124 (131)	38 (48)	22 (21)	681	
	計	181	303	54	35	52	112	114	10	233	86	37	1,217	
十回未満利用	過去の利用者	11 (15)	30 (36)	7 (7)	7 (5)	8 (7)	6 (12)	9 (11)	0 (0)	26 (19)	5 (6)	1 (2)	110	$\chi^2 = 12.975$ $x^2 = x^2$ $\chi^2 = 13.442 < x^2 (0.20)$
	現在の利用者	54 (50)	78 (72)	22 (22)	12 (14)	23 (24)	43 (37)	37 (35)	1 (1)	55 (62)	20 (19)	7 (6)	352	
	計	65	108	29	19	31	49	46	1	81	25	8	462	
十回以上利用	過去の利用者	0 (3)	4 (4)	2 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (1)	0 (0)	5 (3)	2 (1)	0 (1)	15	$\chi^2 = 9.230$ $x^2 = x^2$ $\chi^2 = 11.781 < x^2 (0.30)$
	現在の利用者	35 (32)	43 (43)	11 (12)	9 (9)	4 (4)	17 (17)	14 (13)	1 (1)	34 (36)	9 (10)	5 (4)	182	
	計	35	47	13	10	4	18	14	1	39	11	5	197	
計	過去の利用者	91 (98)	177 (160)	32 (34)	20 (22)	28 (30)	41 (56)	57 (60)	4 (4)	140 (124)	55 (43)	16 (17)	661	$\chi^2 = 18.56$ $x^2 = x^2$ $\chi^2 = 18.307 > x^2 (0.05)$
	現在の利用者	190 (182)	281 (290)	64 (62)	44 (42)	59 (57)	138 (123)	117 (113)	8 (8)	213 (229)	67 (79)	34 (33)	1,215	
	計	281	458	96	64	87	189	174	12	353	122	50	1,876	

(註) 上段の数字は実測値 $f_o$ 、下段の( )内の数字は理論値 $f_e$ を示す。

な分布比の職業的常に一定拘らず、の多少に経済変動問わず、の如何をは、時代達の間で屋の常連る公益質験を有すの利用経五回以上ことは、重要なで然しここである。

率を示しているということである。過去に於て五回以上公益質屋を利用した人達の職業的な分布比率は、現在いままも五回以上利用している所謂常連達のそれと同じ職業的分布比率を示しているという現象上の法則性をここに発見することが出来る。このことは十回以上利用している「コゲツキの質屋通い」の上には、尚一層明瞭に現われている。即ち貧乏に釘付けされている人達は各職業に亘つて一定の比率にて配分されており、この一定の職業的分布比率は時間の経過に對しても或る程度耐えられる比率的傾向である。(表一)の分布はこのことを示したものであり、過去の利用者と現在の利用者との間に於ける、公益質屋利用者階層の職業的分布比率の有意差を檢定したものである。

そこで次に現在利用しているこの一二一五世帯のうちから、三五四世帯の標本を(表二)に示すような職業別比率にて抽出し、分析の基礎標本とした。

### 三、職業別利用者階層の実態

公益質屋利用者階層の世帯構成を眺めてみると、被保護世帯、母子世帯、身体障害者世帯、疾病療養者世帯、高令者世帯、多子世帯等の如く、世帯構成の点からみて生活上不利な諸条件を背負っている世帯は、その職業の種類に依つても異つている。アメリカ社会学に於ては、生活上に社会的障害を起し易い人達を社会的弱者(the Weak)と名付け、これを構成する人達を三種類に分類している。即ちその一つは、生活依存者(the Dependency)であり、労働能力を失つてゐる被保護世帯、母子世帯、高令者世帯は確かにこの類型に該当するものを抱えている。第二の型は、生活障害者世帯(the Defective)と呼ばれるもので、身体障害者世帯や疾病療養者世帯がこれに該当する。第三の型は非行犯罪者(the Delinquency)で、生存競争の規則を無視して生活せんとする人達である。公益質屋利用者階層のうちで、無職、商業従事者世帯、現業系会社員世帯はその過半数が問題世帯を占めている。(表三)は公益質屋利用者階層の職業別世帯類型を示したものである。

(表二) 職業別標本構成

職業別標本	事務系会社員	現業系会社員	事務系公務員	現業系公務員	製造業従事者	商業従事者	自由請負業	漁業従事者	無職	日雇	その他	計
実数	61	85	23	11	22	50	33	3	37	18	11	354
%	17.2	24.0	6.5	3.1	6.2	14.1	9.3	0.9	10.5	5.1	3.1	100.0

(表三) 職業別世帯類型

職業別	世帯の種類	被保護世帯	母子世帯(イ)	母子世帯(ロ)	身体障害者	疾病療養者	高令者世帯	多子世帯	小計	その他の世帯	計
事務系会社員	1 (1.6)	1 (1.6)	1 (1.6)	1 (1.6)	1 (1.6)	8 (12.7)	2 (3.2)	11 (17.5)	25 (39.7)	38 (60.3)	63 (100.0)
現業系会社員	2 (2.2)	3 (3.3)	3 (3.3)	3 (3.3)	3 (4.5)	13 (14.1)	1 (1.1)	24 (26.1)	49 (53.3)	43 (46.7)	92 (100.0)
事務系公務員				1 (4.3)	1 (4.3)			7 (30.4)	9 (39.1)	14 (60.9)	23 (100.0)
現業系公務員					1 (9.1)			4 (36.4)	5 (45.5)	6 (54.5)	11 (100.0)
製造業従事者				1 (4.5)	2 (9.1)	1 (4.5)	2 (9.1)	2 (9.1)	6 (27.3)	16 (72.7)	22 (100.0)
商業従事者		2 (3.8)	3 (5.7)	1 (1.9)	12 (22.6)	2 (3.8)	9 (17.0)	29 (54.7)	24 (45.3)	53 (100.0)	
自由請負業			1 (2.6)	3 (7.9)	6 (15.9)	1 (2.6)	8 (21.1)	19 (50.0)	19 (50.0)	38 (100.0)	
農漁業従事者									3 (100.0)	3 (100.0)	
無職	2 (4.7)	2 (4.7)	4 (9.3)	1 (2.3)	9 (20.9)	7 (16.3)	3 (7.0)	28 (65.1)	15 (34.9)	43 (100.0)	
日雇			1 (5.3)	1 (5.3)	5 (26.3)		1 (5.3)	8 (42.1)	11 (57.9)	19 (100.0)	
その他	2 (15.4)		1 (7.7)		3 (23.1)	1 (7.7)	1 (7.7)	8 (61.5)	5 (38.5)	13 (100.0)	
計	7 (1.8)	8 (2.1)	14 (3.7)	12 (3.2)	60 (15.8)	15 (3.9)	70 (18.4)	186 (48.9)	194 (51.1)	380 (100.0)	

(表四) 職業別労働類型

職業別	労働類型		日 雇	家内労働	非稼働	計
	自 営	常 用				
事務系会社員		61 (100.0)				61 (100.0)
現業系会社員		85 (100.0)				85 (100.0)
事務系公務員		23 (100.0)				23 (100.0)
現業系公務員		11 (100.0)				11 (100.0)
製造業従事者	11 (50.0)	10 (45.4)	1 (4.5)			22 (100.0)
商業従事者	33 (66.0)	16 (32.0)	1 (2.0)			50 (100.0)
自由請負業	17 (51.5)	12 (36.4)	1 (3.0)	3 (9.1)		3 (100.0)
農漁業従事者		3 (100.0)				3 (100.0)
無 職				4 (10.8)	33 (89.2)	37 (100.0)
日 雇			18 (100.0)			18 (100.0)
そ の 他	2 (18.2)	2 (18.2)	2 (18.2)	5 (45.5)		11 (100.0)
計	63 (17.8)	223 (63.0)	23 (6.5)	12 (3.4)	33 (9.3)	354 (100.0)

は、日雇と無職である。また彼等の職業別労働類型を見てみると、(表四)

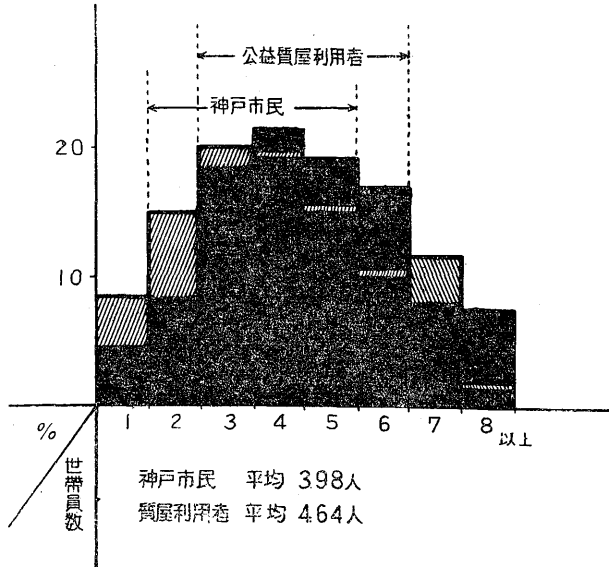
に示す如く、自営、常用以外の不利な労働条件を担っているもの

また公益質屋利用者階層の世帯員数は、(表五)に示す如く、神戸市民のそれよりも稍々大きく、その分布型にも「貧乏人の子沢山」を物語っている。神戸市民の場合には二人から五人の処に世帯員数のモードがあるのに、公益質屋の利用者の場合には三人から六人となっている。(表六)は職業別世帯員数を示したもので、無職世帯の平均世帯員数三・六五人を除けば何れも神戸市民の平均世帯三・九八人よりも大きな世帯員数を示している。公益質屋利用者階層の平均世帯員数は四・六四人(註一)最も世帯員数の大きい職業は農漁業従事者の六・三三人、次いで事務系公務員の五・三九人、現業系公務員の五人、現業系会社員の四・八三人、自由請負業の四・七六人、商業従事者の四・七二人、事務系会社員の四・六七人、製造業従事者の四・五人となっている。無職日雇労働者は比較的世帯の大きさが小さく、無職は三・六五人、日雇は四・一人となっている。

(註一) 公益質屋利用者階層の平均世帯員数は平均四・六四人であったが、前号(論集二巻三号附表七)に於て、四・四三人と示したのは中位数による簡便法での計算である。

(表五) 神戸市民と公益質屋利用との世帯人員分布

区 分	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人以上	計
神戸市民	15 (8.3)	28 (15.4)	36 (19.8)	34 (18.7)	27 (14.9)	18 (9.9)	21 (11.6)	2 (1.1)	181 (100.0)
質屋利用者	8 (2.3)	29 (8.1)	64 (18.0)	74 (21.0)	67 (18.8)	58 (16.3)	27 (7.6)	26 (7.3)	353 (100.0)



次に職業別世帯収入に就いての分布の状況は(表七)に示す如く、その全体収入が一万五千円までの階層が最も多く、然もこの収入は赤字収入をも含めたものであるから、公益質屋利用者の生活水準の低位性が窺われる。殊に無職と日雇は五千円から一万円の収入附近にそのモードを示し、他の職業の公益質屋利用者よりも更に一段と低い値を示している。事務系会社員は平均一六、三三五円、現業系会社員は一六、一四七円、事務系公務員は一八、一五二円、現業系公務員は一八、四〇九円、製造業従事者は一六、八一九円、商業従事者は一八、二〇〇円、自由請負業は一七、〇四五円、農漁業は一二、五〇〇円、無職は一〇、四一七円、日雇は一三、八八九円であり、公益質屋利用者全

(表六) 職業別世帯員数

職業別	世帯員数									計
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	
事務系会社員		6 (9.8)	9 (14.8)	17 (27.9)	12 (19.7)	10 (16.4)	2 (3.3)	3 (4.9)	2 (3.3)	61 (100.0)
現業系会社員		5 (5.9)	14 (16.5)	18 (21.2)	14 (16.5)	20 (23.5)	7 (8.2)	7 (8.2)		85 (100.0)
事務系公務員			3 (13.0)	4 (17.4)	5 (21.7)	7 (30.4)	1 (4.3)	2 (8.7)	1 (4.3)	23 (100.0)
現業系公務員			1 (9.1)	3 (27.3)	4 (36.4)	2 (18.2)		1 (9.1)		11 (100.0)
製造業従事者	2 (9.1)	1 (4.5)	4 (18.2)	5 (22.7)	5 (22.7)	1 (4.5)	2 (9.1)		2 (9.1)	22 (100.0)
商業従事者		4 (8.0)	7 (14.0)	12 (24.0)	12 (24.0)	8 (16.0)	5 (10.0)	2 (4.0)		50 (100.0)
自由請負業	1 (3.0)	2 (6.1)	6 (18.2)	7 (21.2)	6 (18.2)	5 (15.2)	3 (9.1)	2 (6.1)	1 (3.0)	33 (100.0)
農漁業従事者				1 (33.3)			1 (33.3)	1 (33.3)		3 (100.0)
無職	2 (5.4)	6 (16.2)	14 (37.8)	4 (10.8)	6 (16.2)	2 (5.4)	3 (8.1)			37 (100.0)
日雇	2 (11.1)	3 (16.7)	4 (22.2)	2 (11.1)	2 (11.1)	2 (11.1)	1 (5.6)	1 (5.6)	1 (5.6)	18 (100.0)
その他	1 (9.1)	2 (18.2)	2 (18.2)	2 (18.2)	1 (9.1)	1 (9.1)	2 (18.2)			11 (100.0)
計	8 (2.3)	29 (8.2)	64 (18.1)	75 (21.2)	67 (18.9)	58 (16.4)	27 (7.6)	19 (5.4)	7 (2.0)	354 (100.0)

体の世帯収入は平均一六、三九〇円である。

処がこの平均収入を支えている勤労収入は(表八)に示す如く、平均世帯収入より若干少く、この差額が何らかの形をとつて補填されているのである。即ち生活保護法による扶助料や社会保険料その他親戚等からの仕送りに依つて、生活費の不足額を補う以外には、赤字収入に依存せざるを得ない。事務系会社員の場合では、勤労収入が一五、四五〇円であるから八八五円が何かの形で補填されねばならない。現業系会社員では勤労収入が一六、二〇〇円、不足額が九四三円、事務系公務員では勤労収入が一七、五〇〇円、不足額



(表七) 職業別世帯収入

職業別	世帯収入									不明	計
	5,000 円以下	5,001 10,000	10,001 15,000	15,001 20,000	20,001 25,000	25,001 30,000	30,001 35,000	35,001 40,000	40,001 円以上		
事務系 会社員		4 (6.6)	22 (36.1)	19 (31.1)	10 (16.4)	2 (3.3)	2 (3.3)	2 (3.3)			61 (100.0)
現業系 会社員		6 (7.1)	34 (40.0)	22 (25.9)	15 (17.6)	2 (2.4)	4 (4.7)	1 (1.2)	1 (1.2)		85 (100.0)
事務系 公務員		2 (8.7)	6 (26.1)	8 (34.8)	3 (13.0)	2 (8.7)	2 (18.7)				23 (100.0)
現業系 公務員			5 (45.5)	4 (36.4)		1 (9.1)			1 (9.1)		11 (100.0)
製造業 従事者	1 (1.5)	3 (13.6)	5 (22.7)	8 (36.4)	3 (13.6)		1 (4.5)		1 (4.5)		22 (100.0)
商業 従事者		6 (12.0)	14 (28.0)	19 (38.0)	4 (8.0)	1 (2.0)	1 (2.0)	2 (4.0)	3 (6.0)		50 (100.0)
自由 請負業	1 (3.0)	5 (15.2)	10 (30.3)	6 (18.2)	5 (15.2)	5 (15.2)			1 (3.0)		33 (100.0)
農漁業 従事者		1 (33.3)	1 (33.3)	1 (33.3)							3 (100.0)
無職	5 (13.5)	15 (40.5)	11 (29.7)	2 (5.4)	2 (5.4)	1 (2.7)				1 (2.7)	37 (100.0)
日雇	2 (11.1)	5 (27.8)	5 (27.8)	2 (11.1)	2 (11.1)		2 (11.1)				18 (100.0)
その他	1 (9.1)	4 (36.4)	3 (27.3)	1 (9.1)		1 (9.1)	1 (9.1)				11 (100.0)
計	10 (2.8)	51 (14.4)	116 (32.8)	92 (26.0)	44 (12.4)	15 (4.7)	13 (3.7)	5 (1.4)	7 (2.0)	1 (0.3)	354 (100.0)

が六五二元、現業系公務員では勤労収入が一五、六八二元、不足額が二、七二七円、製造業従事者では勤労収入が一六、五九一元、不足額が二一八円、商業従事者では勤労収入が一六、六〇〇円、不足額が一五、〇〇円、自由請負業では勤労収入が一五、五三二元、不足額が一、五一四円、農漁業従事者では世帯収入も勤労収入も共に平均一、二五〇〇円、世帯主が無職である世帯では勤労収入が二、六三三元、不足額が七、七八四円、日雇では勤労収入が一、三〇五五円、不足額が八三〇円となっており、公益質屋全体では平均勤労収入が一四、三七九円で二、〇一一円

(表八) 職業別一世帯当り勤労収入

職業別	勤労収入										
	0	5,000 円以下	5,001 10,000	10,001 15,000	15,001 20,000	20,001 25,000	25,001 30,000	30,001 35,000	35,001 40,000	40,001 円以上	計
事務系 会社員			11 (18.0)	25 (41.0)	13 (21.3)	8 (13.1)		2 (3.3)	2 (3.3)		61 (100.0)
現業系 会社員	1 (1.2)		11 (12.9)	33 (38.8)	21 (24.7)	13 (15.3)	1 (1.2)	3 (3.5)	1 (1.2)	1 (1.2)	85 (100.0)
事務系 公務員			3 (13.0)	6 (26.1)	8 (34.8)	2 (8.7)	2 (8.7)	2			23 (100.0)
現業系 公務員			1 (9.1)	5 (45.5)	4 (36.4)				1 (9.1)		11 (100.0)
製造業 従事者		1 (4.5)	5 (22.7)	3 (13.6)	8 (36.4)	2 (9.1)	1 (4.5)	1 (4.5)		1 (4.5)	22 (100.0)
商業 従事者		1 (2.0)	11 (22.0)	14 (28.0)	13 (26.0)	4 (8.0)	2 (4.0)	1 (2.0)	1 (2.0)	3 (6.0)	50 (100.0)
自由 請負業		1 (3.0)	5 (15.2)	12 (36.4)	6 (18.2)	4 (12.1)	4 (12.1)			1 (3.0)	33 (100.0)
農漁業 従事者			1 (33.3)	1 (33.3)	1 (33.3)						3 (100.0)
無職	17 (45.9)	9 (24.3)	7 (18.9)	2 (5.4)	1 (2.7)	1 (2.7)					37 (100.0)
日雇		3 (16.7)	5 (27.8)	5 (27.8)	1 (5.6)	2 (11.1)		2 (11.1)			18 (100.0)
その他		5 (45.5)	2 (18.2)	1 (9.1)	1 (9.1)		1 (9.1)	1 (9.1)			11 (100.0)
計	18 (5.1)	20 (5.6)	62 (17.5)	107 (30.2)	77 (21.8)	36 (10.2)	11 (3.1)	12 (3.4)	5 (1.4)	6 (1.7)	354 (100.0)

の不足を何らかの形で補つて  
いることになる。

次に職業別に勤労収入以外  
の収入がどんな形で補われて  
いるかをみると、(表九)に  
示す如く殆んど赤字収入に依  
つてそれを補填していること  
が解る。然もその過半数のも  
のが質屋を利用することに依  
つて赤字収入の形で金銭の融  
通を計つているのである。

次に世帯内に於ける就労者  
数を調べてみると、公益質屋  
利用者全体では平均一・四三  
人が就労していることになる  
が、職業の種類に依つて多少  
その数も異つている。即ち事  
務系会社員では平均一・三六  
人、現業系会社員では一・四

(表九) 職業別勤労収入外収入の種類

職業別	勤労収入外黒字収入						赤字収入					計	勤入の数 ある 収入外 世帯
	生活 保護	社会 保険	仕 送 り	受 贈 金	そ の 他	小 計	預 金 引 出	売 却 収 入	買 入 借 入	そ の 他	小 計		
事務系会社員	1 (3.8)		3 (11.5)		1 (3.8)	5 (19.2)	1 (3.8)	4 (15.4)	15 (57.7)	6 (23.1)	26 (100.0)	31 (119.2)	26 (100.0)
現業系会社員	2 (8.0)	2 (8.0)	1 (4.0)			5 (20.0)	3 (12.0)	7 (28.0)	15 (60.0)	1 (4.0)	26 (104.0)	31 (124.0)	25 (100.0)
事務系公務員					1 (16.7)	1 (16.7)	2 (33.3)	2 (33.3)	5 (83.3)		9 (150.0)	10 (166.7)	6 (100.0)
現業系公務員			1 (20.0)			1 (20.0)			4 (80.0)	2 (40.0)	6 (120.0)	7 (140.0)	5 (100.0)
製造業従事者							1 (25.0)	2 (50.0)	3 (75.0)		6 (150.0)	6 (150.0)	4 (100.0)
商業従事者		2 (11.8)	2 (11.8)			4 (23.5)	2 (11.8)	6 (35.3)	11 (64.7)	2 (11.8)	21 (123.5)	25 (147.1)	17 (100.0)
自由請負業		1 (12.5)	1 (12.5)			2 (25.0)		1 (12.5)	6 (75.0)	2 (25.0)	9 (112.5)	11 (132.5)	8 (100.0)
農漁業従事者													
無 職	5 (15.2)	4 (12.1)	11 (33.3)		3 (9.1)	23 (69.7)	5 (15.2)	2 (6.1)	11 (33.3)	2 (6.1)	20 (60.6)	43 (130.3)	33 (100.0)
日 雇			2 (40.0)			2 (40.0)	1 (20.0)		3 (60.0)		4 (80.0)	6 (120.0)	5 (100.0)
そ の 他	2 (40.0)					2 (40.0)			4 (80.0)		4 (80.0)	6 (120.0)	5 (100.0)
計	10 (7.5)	9 (6.7)	21 (15.7)		5 (3.7)	45 (33.6)	15 (11.2)	24 (17.9)	77 (57.5)	15 (11.2)	131 (97.8)	176 (131.3)	134 (100.0)

(表十) 職業別世帯内就労者数

職業別	就労者数						計
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	
事務系会社員		43 (70.5)	15 (24.6)	2 (3.3)	1 (1.6)		61 (100.0)
現業系会社員		54 (63.5)	23 (27.1)	6 (7.1)	2 (2.4)		85 (100.0)
事務系公務員		12 (52.2)	8 (34.8)	1 (4.3)	2 (8.7)		23 (100.0)
現業系公務員		10 (90.9)		1 (9.1)			11 (100.0)
製造業従事者		14 (63.6)	6 (27.3)	1 (4.5)		1 (4.5)	22 (100.0)
商業従事者		30 (60.0)	15 (30.0)	4 (8.0)	1 (2.0)		50 (100.0)
自由請負業		19 (57.6)	9 (27.3)	4 (12.1)	1 (3.0)		33 (100.0)
農漁業従事者		1 (33.3)	1 (33.3)	1 (33.3)			3 (100.0)
無職	15 (40.5)	17 (45.9)	5 (13.5)				37 (100.0)
日雇		8 (44.4)	4 (22.2)	6 (33.3)			18 (100.0)
その他		9 (81.8)	1 (9.1)			1 (9.1)	11 (100.0)
計	15 (4.2)	217 (61.3)	87 (24.6)	26 (7.3)	7 (2.0)	2 (0.6)	354 (100.0)

(表十二) 職業別収入一覧表

(単位 円)

職業別	項目	世帯員数	就労者数	総収 世帯入	勤労 収入	赤字 収入	一収 人当り入
事務系会社員		4.67	1.36	16,335	15,450	885	10,684
現業系会社員		4.83	1.48	17,143	16,200	943	10,642
事務系公務員		5.39	1.69	18,152	17,500	652	10,095
現業系公務員		5.0	1.18	18,401	15,682	2,727	12,265
製造業従事者		4.5	1.54	16,819	16,591	218	11,204
商業従事者		4.72	1.52	18,100	16,600	1,500	10,247
自由請負業者		4.76	1.60	17,045	15,531	1,514	10,894
農漁業従事者		5.33	2.0	12,500	12,500	—	8,833
日雇労働者		4.11	1.88	13,889	13,055	830	5,875
無職者		3.65	0.8	10,417	2,633	7,784	—
利用者全体		4.64	1.43	16,390	14,379	2,011	10,400

八人、事務系公務員では一・六九人、現業系公務員では一・一八人、製造業従事者では一・五四人、商業従事者では一・五二人、自由請負業では一・六人、農漁業従事者では二人、無職では〇・八人、日雇では一・八人となつている。農漁業従事者や日雇労働者が殊に就労者が多い。それにも拘らず、既に述べた如く漁業と日雇は世帯当りの勤労収入が極

めて低く、何れも一万三千円前後である。

それでは公益質屋を利用してゐる家庭では一人当りの個人収入はどれ位になつてゐるのだろうか。(表十二)に示す如く職業の種類に依つてかなり差が見受けられるが、全体としてみるならば、平均一人当り一〇、四〇〇円の収入である。

(表十一) 職業別個人収入

職業別	収入額 千円										計						
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9							
事務系 会社員	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	15	20	25	30	不明	98
現業系 会社員	2			1	4	10	4	12	8	2	8	34	10	3	1		141
事務系 公務員																	42
現業系 公務員				1	1	3	7	2	1	5	6	11	7	2			17
製造業 従事者	2																27
商業 従事者																	71
自由 業	1																33
農漁業 従事者																	3
無職																	32
日雇	5																46
その他	4																510
計	14	13	23	17	44	35	37	43	17	49	125	60	18	5	9	1	100.0

(表十三) 職業別一回借受金額

職業別	借受金額								
	500円 以下	501 1,000	1,001 2,000	2,001 3,000	3,001 4,000	4,001 5,000	5,001円 以上	不 明	計
事務系会社員	2 (2.3)	4 (6.6)	15 (24.6)	18 (29.5)	6 (9.8)	3 (4.9)	10 (16.4)	3 (4.9)	61 (100.0)
現業系会社員	6 (7.1)	13 (15.3)	31 (36.5)	13 (15.3)	6 (7.1)	4 (4.7)	5 (5.9)	7 (8.2)	85 (100.0)
事務系公務員		3 (13.0)	6 (26.1)	10 (43.5)		1 (4.3)	2 (8.7)	1 (4.3)	23 (100.0)
現業系公務員		1 (9.1)	6 (54.5)	2 (18.2)	1 (9.1)		1 (9.1)		11 (100.0)
製造業従事者	1 (4.5)	4 (18.2)	7 (31.8)	7 (31.8)		2 (7.1)	1 (4.5)		22 (100.0)
商業従事者	3 (6.0)	2 (4.0)	11 (22.0)	9 (18.0)	3 (6.0)	6 (12.0)	13 (26.0)	3 (6.0)	50 (100.0)
自由請負業	3 (9.1)	9 (27.3)	4 (12.1)	7 (21.2)	1 (3.0)	2 (6.1)	6 (18.2)	1 (3.0)	33 (100.0)
農漁業従事者			1 (33.3)		1 (33.3)		1 (33.3)		3 (100.0)
無職		6 (16.4)	12 (32.7)	5 (13.6)	4 (10.9)	3 (8.2)	3 (8.2)	4 (10.9)	37 (100.0)
日雇	3 (16.7)	5 (27.8)	2 (11.1)	3 (16.7)		2 (11.1)		3 (16.7)	18 (100.0)
その他		4 (36.4)	2 (18.2)	3 (27.3)			1 (9.1)	1 (9.1)	11 (100.0)
計	18 (5.1)	51 (14.4)	97 (27.4)	77 (21.8)	22 (6.2)	23 (6.5)	43 (12.1)	23 (6.5)	354 (100.0)

職業別にみるならば、事務系会社員では一人当たり平均収入は一〇、六八四円、現業系会社員では一〇、六四二円、事務系公務員では一〇、〇九五円、現業系公務員では一二、二六五円、製造業従事者では一一、二〇四円、商業従事者では一〇、二四七円、自由請負業では一〇、八九四円、農漁業従事者では八、八三三円、日雇では五、八七五円となっており、個人当たりの平均収入は日雇労働者が最も低く、次いで農漁業従事者であり、その他の職業では大体一人当たり一万円から一万二千円程度の収入となつてゐる。換言すれば公益質屋を利用してゐる階層は昭和二十八年末で一人当たり平均一万円から一万二千円前後の収入階層に依つて占められてゐる。このことから考えてみても最低賃金八千円という社会政策立法の必要性が窺われるのではなからうか。(表十一参照)

#### 四、職業別公益質屋利用状況

公益質屋にて借受ける金額は一回につき平均二、四一〇円であり、職業別にみるならば、事務系会社員

(表十四) 職業別借受金の使用方途 I

誰の為に 使ったか 職業別	世 帯	世 帯主	配 偶者	子 供	他世 帯 の員	親 類	計
事務系社員	46 (74.2)	4 (6.5)	4 (6.5)	7 (11.3)		1 (1.6)	62 (100.0)
現業系社員	67 (67.0)	3 (3.0)	5 (5.0)	22 (22.0)	2 (2.0)	1 (1.0)	100 (100.0)
事務系公務員	14 (56.0)	2 (8.0)	2 (8.0)	5 (20.0)	2 (8.0)		25 (100.0)
現業系公務員	8 (66.7)	2 (16.7)	2 (16.7)				12 (100.0)
製造業従事者	21 (87.5)	2 (8.3)		1 (4.1)			24 (100.0)
商業従事者	34 (60.7)	13 (23.2)	2 (3.6)	5 (8.9)	1 (1.8)	1 (1.8)	56 (100.0)
自由請負業	28 (77.8)	3 (8.3)	2 (5.6)	2 (5.6)		1 (2.8)	36 (100.0)
農漁業従事者	3 (100.0)						3 (100.0)
無職	34 (87.3)	2 (5.1)		2 (5.1)	1 (2.6)		39 (100.0)
日雇	13 (61.3)			8 (38.1)			21 (100.0)
その他	7 (63.6)	2 (18.2)		2 (13.2)			11 (100.0)
計	275 (70.8)	33 (8.5)	17 (4.4)	54 (13.9)	6 (1.5)		389 (100.9)

では平均二、七六七円、現業系社員では二、一〇〇円、事務系公務員では二、三五二円、現業系公務員では二、一五九円、製造業従事者では二、〇八〇円、商業従事者では三、一三三元、自由請負業では二、三九一元、農漁業従事者では三、五〇〇円、無職者では二、四六七円、日雇労働者では一、四三四円の借受がなされている。(表十三)は職業別にみた一回の借受金を示したものである。公益質屋が貸出す最高金額は一世帯につき生活資金一万円、生業資金一万五千元であり、その利子は一ヶ月につき貸付金額の三分で、半月計算であり、流質期限は一応四ヶ月となっている。処が質草等の点から平均一回に千円から三千円程度の借受けを行うものが最も多く、最高許容額を借受ける人は殆んど見受けられない状態である。

それでは借受金は一体何に使われているのだろうか。(表十四)は職業別借受金の使用方途を示したもので、その七割が世帯の為に使われ且つ

(表十五) 職業別借受金の使用方途 II

職業別	何に 使ったか	食 料 費	衣 料 費	住 居 費	医 療 費	教 育 費	娛 楽 費	借 金 返 済	そ の 他	計
事務系会社員		38 (61.3)	2 (3.2)		7 (11.3)	3 (4.8)	1 (1.6)	2 (3.2)	9 (14.5)	62 (100.0)
現業系会社員		58 (58.0)	2 (2.0)	1 (1.0)	11 (11.0)	8 (8.0)	2 (2.0)	3 (3.0)	15 (15.0)	100 (100.0)
事務系公務員		13 (52.0)	2 (3.0)		4 (16.0)				6 (24.0)	25 (100.0)
現業系公務員		7 (58.3)	1 (8.3)		1 (8.3)				3 (25.0)	12 (100.0)
製造業従事者		18 (75.0)	1 (4.1)					2 (8.3)	3 (12.5)	24 (100.0)
商業従事者		27 (48.2)		1 (1.8)	6 (15.5)	1 (1.8)		3 (5.3)	18 (32.1)	56 (100.0)
自由請負業		21 (58.3)			3 (8.3)	1 (2.8)		2 (5.6)	9 (22.2)	36 (100.0)
農漁業従事者		3 (100.0)								3 (100.0)
無職		33 (84.6)	1 (2.6)		1 (2.6)	2 (5.1)			2 (5.1)	39 (100.0)
日雇		12 (57.1)		1 (4.7)	4 (19.0)				4 (19.0)	21 (100.0)
その他		7 (63.6)							4 (36.4)	11 (100.0)
計		237 (60.9)	9 (2.3)	3 (0.8)	37 (9.5)	15 (3.7)	3 (0.8)	12 (3.1)	73 (18.8)	389 (100.0)

(表十六) 職業別借受金の使用方途 III

職業別	經常費・ 臨時費	經 常 費	臨 時 費	計	取業別	經 常 費	臨 時 費	計
事務系会社員		38 (62.3)	23 (37.7)	61 (100.0)	自由請負業	22 (66.7)	11 (33.3)	33 (100.0)
現業系会社員		59 (69.4)	26 (30.6)	85 (100.0)	農漁業従事者	3 (100.0)		3 (100.0)
事務系公務員		13 (56.5)	10 (43.5)	23 (100.0)	無職	35 (94.6)	2 (5.4)	37 (100.0)
現業系公務員		7 (63.6)	4 (36.4)	11 (100.0)	日雇	13 (72.2)	5 (27.8)	18 (100.0)
製造業従事者		19 (86.4)	3 (13.6)	22 (100.0)	その他	7 (63.6)	4 (36.4)	11 (100.0)
商業従事者		25 (50.0)	25 (50.0)	50 (100.0)	計	241 (68.1)	113 (31.9)	354 (100.0)



(表十七) 金銭を都合する方法

職業別	都合する方	公益質屋の みを利用の	借りる 心安い人に	利用 町の質屋を	金を作る 物を売つて	その 他の方	計
事務系会社員	15 (19.3)	27 (34.6)	23 (29.5)	5 (6.4)	8 (10.3)	78 (100.0)	
現業系会社員	17 (16.0)	43 (40.6)	31 (29.2)	6 (5.7)	9 (8.5)	106 (100.0)	
事務系公務員	9 (29.0)	10 (32.3)	7 (22.6)	1 (3.2)	4 (12.9)	31 (100.0)	
現業系公務員	3 (20.0)	5 (33.3)	3 (20.0)	1 (6.7)	3 (20.0)	15 (100.0)	
製造業従事者	4 (15.4)	11 (42.3)	3 (11.5)	1 (3.8)	7 (26.9)	26 (100.0)	
商業従事者	17 (26.2)	17 (26.2)	17 (26.2)	8 (12.2)	6 (7.2)	65 (100.0)	
自由請負業	7 (15.6)	16 (35.6)	17 (39.8)	1 (2.2)	4 (8.9)	45 (100.0)	
農漁業従事者		2 (6.7)			1 (100.0)	3 (100.0)	
無職	11 (24.4)	15 (33.3)	13 (28.9)	3 (6.7)	3 (6.7)	45 (100.0)	
日雇	5 (21.0)	8 (33.3)	7 (29.2)	2 (8.3)	2 (8.3)	24 (100.0)	
その他	4 (30.8)	3 (23.1)	1 (7.8)	2 (15.4)	3 (23.1)	13 (100.0)	
計	92 (20.4)	157 (34.8)	122 (27.1)	30 (6.6)	50 (11.1)	451 (100.0)	

借受金の六割が食料費の不足を補う為に使用されている。遊興娯楽費として借受けるものは会社員のなかに稀に見受けられる程度で殆んどが生活費の不足を補っているのが実情である。世帯の費用について多いのは子供の為の借受けである。不時の出費に際して庶民が手軽に融通し得る処に公益質屋の存在意義があるわけであるが、公益質屋利用者の七割近くが毎月の経常費を補う為に利用されている処に大きな問題が妊んでいる。(表十六)に示す如く、不時の出費の為に臨時費として借受けるものは全体の三割強で、農漁業従事者や無職者の如きは殆んど凡てが経常費に使用されている。

公益質屋は極めて安い利子で庶民の金融機関として開放されているにも拘らず、公益質屋の利用者が町の一般質屋をも併用しているものが三割近く存在しているのはどうしたことだろう。利用者の側から云わするならば、質草に対する評価額が公益質屋の場合、町の一般質屋より低い為、質草の少い庶民はより多くの金銭を融通するには、どうしても売却するか、さもなくば評価の高い一般の質屋を利用せざるを得ないと言うのである。

(表十七) は職業別にみた公益質屋利用者の金

(表十八) 世帯員数と就労者数との相関表

X		世帯員数									n	y'n	y' <sup>2</sup> n	Σx'f	y'・Σx'f	
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人						
Y	x'	-4	-3	-2	-1	0	1	2	3	4						
	就 労 者 数	0人	-2	1	2	7	2	2	1			15	-30	120	-25	50
1人		-1	7	22	43	56	43	31	8	5	217	-217	217	-166	166	
2人		0		5	13	14	18	16	12	8	87			13	0	
3人		1			1	3	3	8	6	3	26	26	26	32	32	
4人		2					1	2		3	7	14	28	15	30	
5人		3								1	2	6	18	6	18	
m			8	29	64	75	67	58	27	19	7	354	-201	409	-125	296
x'm			-32	-87	-128	-75		58	54	57	28	-125				
x' <sup>2</sup> m			128	261	256	75		58	108	171	112	1,169				
Σy'f			-9	-26	-56	-57	-42	-21	1	4	5	-201				
x'Σy'f			36	78	112	57	0	-21	2	12	20	296				

$$\begin{aligned}
 \gamma &= \frac{N \cdot \Sigma x' y' f - \Sigma x' m \cdot \Sigma y' n}{\sqrt{\left\{ N \cdot \Sigma x'^2 m - (\Sigma x' m)^2 \right\} \times \left\{ N \cdot \Sigma y'^2 n - (\Sigma y' n)^2 \right\}}} \\
 &= \frac{354 \times 296 - (-125)(-201)}{\sqrt{\left\{ 354 \times 1169 - (-125)^2 \right\} \times \left\{ 354 \times 409 - (-201)^2 \right\}}} = 0.3903
 \end{aligned}$$

錢の都合をつける方法を示したものである。

### 五、相関表

一般に貧乏の子沢山と言われているが、世帯員数が多くなると世帯の中に就労する者が多くいないと、その生活が苦しくなるのは当然である。然るに公益質屋の利用者は必ずしも世帯員数とその世帯内就労者数や世帯収入との間にそれほど強い相関関係が見受けられず、世帯員数の増加はそのまま世帯の生活程度に影響を与えているようである。

六人以上の多人数世帯ではその半数が世帯内に二人以上の就労者を有し、二万五千円以上の

(表十九) 世帯員数別就労者数

就労者数	世帯員数		少数世帯		普通世帯		多数世帯		計	
	1-3人		4-5人		6人以上					
0人	10	66.6	4	26.6	1	6.6	15	100.0		
	9.9		3.0		0.9		4.2			
1人	72	34.8	99	45.1	46	20.9	219	100.0		
	71.2		69.7		41.4		61.3			
2人以上	19	15.4	39	32.7	64	52.0	122	100.0		
	18.8		27.4		57.6		34.5			
計	101	28.5	142	40.2	111	31.4	354	100.0		
	100.0		100.0		100.0		100.0			

(表二十一) 世帯員数別世帯収入

世帯員数	世帯収入		15千円迄		25千円迄		25千円以上		不明		計	
	収入少い		普通		収入多い							
1-3人 少数世帯	81	80.1	16	15.8	4	4.0					101	100.0
	45.7		11.8		10.0		28.5					
4-5人 普通世帯	71	50.0	60	42.2	10	7.0	1	0.7	142	100.0	142	100.0
	40.1		44.1		25.0		100.0		40.1			
6人以上 多数世帯	25	22.5	60	54.0	26	23.4			111	100.0	111	100.0
	14.1		44.1		65.0		31.3					
計	177	50.0	136	38.4	40	11.3	1	0.3	354	100.0	354	100.0
	100.0		100.0		100.0		100.0					

世帯収入で生活している。附表は世帯員数と就労者数、および世帯員数と世帯収入の相関度を示したものである。

### 六、貸付資金 運営状況

神戸市に於ける公益質屋貸付資金総額は約二、三〇〇万円であり、林田公益質屋はその約四分の一に当る六〇〇万円の貸

(表二十) 世帯員数と世帯収入との相関表

		世帯収入(万円単位)										n	y'n	y' <sup>2</sup> n	Σx'f	y'・Σx'f
		~0.5	~1	~1.5	~2.0	~2.5	~3.0	~3.5	~4.0	4.0~						
		-2	-1	0	1	2	3	4	5	6						
世帯員数	1人	-3	3	4	1							8	-24	72	-10	30
	2人	-2	5	12	9	2					1	29	-58	116	-15	30
	3人	-1	2	20	25	9	5	2				64	-64	64	7	-7
	4人	0		10	32	19	8	2		1	2	74			48	0
	5人	1		2	27	25	8	2	2		1	67	67	67	59	59
	6人	2		1	13	25	11	3	2	2	1	58	116	232	79	158
	7人	3		1	5	8	8	2	3			27	81	243	41	123
	8人	4		1	4	3	3	2	5		1	19	76	304	40	160
	9人	5				1	1	2	1	1	1	7	35	175	24	120
m			10	51	116	92	44	15	13	5	7	353	229	1,041	273	673
x'm			-20	-51		92	88	45	52	25	42	273				
x' <sup>2</sup> m			40	51		92	176	135	208	125	252	1,079				
Σy'f			-21	-45	38	103	66	30	40	7	11	229				
x'Σy'f			42	45	0	103	132	90	160	35	66	673				

$$\gamma = \frac{N \cdot \Sigma \Sigma x' y' f - \Sigma x' m \cdot \Sigma y' n}{\sqrt{\left\{ N \cdot \Sigma x'^2 m - (\Sigma x' m)^2 \right\} \times \left\{ N \Sigma y'^2 n - (\Sigma y' n)^2 \right\}}}$$

$$= \frac{353 \times 673 - 273 \times 229}{\sqrt{(353 \times 1079 - 273^2) \times (353 \times 1041 - 229^2)}} = 0.3218$$

付能力を有することになつてゐる。尨が昭和二十七年に於ける神戸市内の公益質屋貸付弁済状況は(表1)に示す如く、前年度よりの繰越貸付額が一四、五三八、五九〇円で、昭和二十七年中に貸付けた総額は三八、〇九七、二四〇円であるから、合計五二、六三五、八三〇円貸付けたこと

になる。これに対して弁済総額は三五、二九五、七七〇円であるから、翌年度に繰越す貸付金額は一七、三四〇、〇六〇円となり、これだけの質草が神戸市内の公益質屋の倉庫に保管されていることになる。従つて前年度末に較べて二、八〇一、四七〇円の質草が前年度末より多く倉庫に寝ていることになる。これを更に調査対象であつた林田公益質屋に就いてみるならば、繰越し貸付額が四、七六九、四五〇円、年度末貸付額が一一、二六一、八七〇円で合計貸付金総額が一六、〇三一、三二〇円であり、昭和二十七年中の弁済額一一、一一二、六〇〇円を差引くと、四、九一八、七二〇円が繰越しとなり、これと同額の質草が林田公益質屋に保管されていることになる。更にこうした貸付弁済状況を職業別でみるならば、(表2)及び(表3)に示す如く、公益質屋の存在する地域社会の性格に依つて多少の差異が見出されるとしても、その利用者は俸給生活者と賃金労働者に依つて全利用者の六割を占めている。

林田公益質屋に於ける昭和二十七年の貸付並びに回収額に関する累積度数分布は、(図1)に示す如く、四月始め

表1 神戸市内公益質屋貸付弁済状況(昭和27年度)

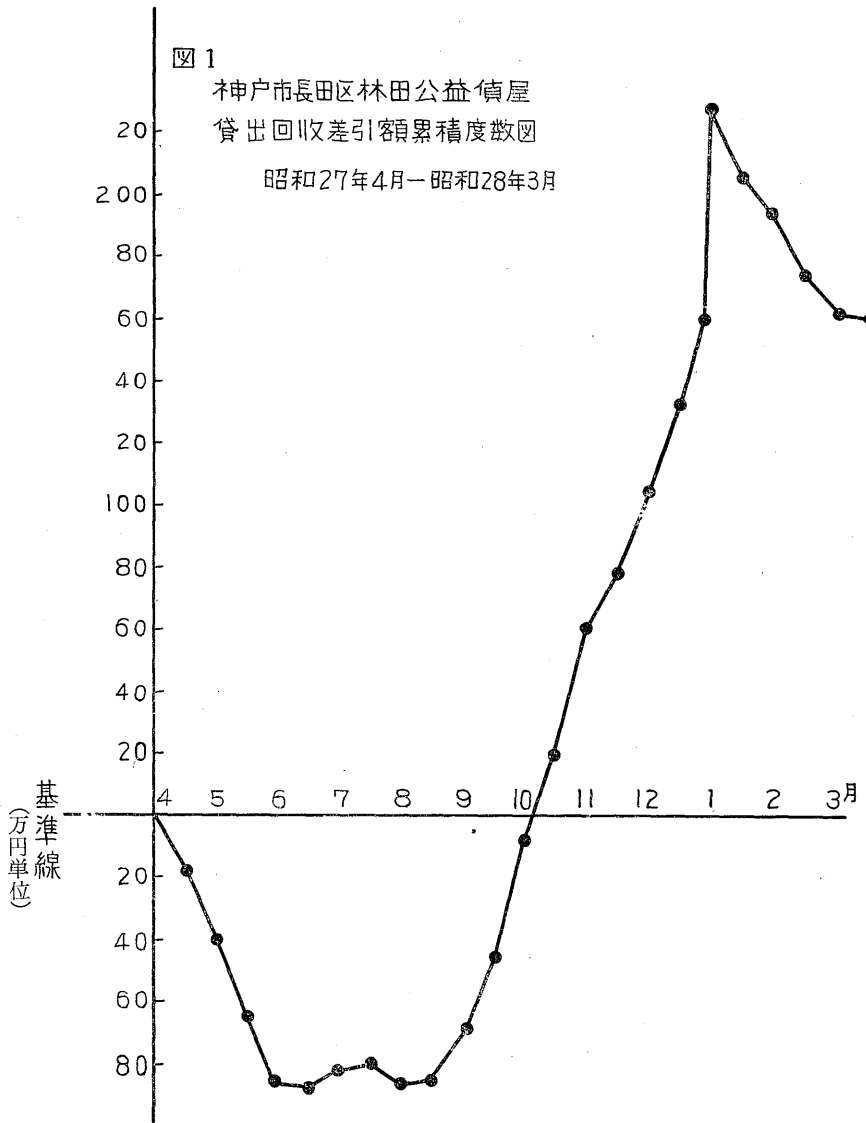
施設名	貸付弁済		貸付		金		27年度中に於ける弁済累計額		28年度への繰越貸付金額	
	26年度より繰越貸付額	口数	27年度中に於ける貸付額	27年度中に於ける弁済累計額	計	27年度中に於ける弁済累計額	27年度中に於ける弁済累計額	28年度への繰越貸付金額	28年度への繰越貸付金額	
林田質屋	6,622	4,769,450	13,244	11,261,870	19,866	16,031,320	13,137	11,112,600	6,729	4,918,720
灘質屋	3,589	2,708,900	9,382	7,929,540	14,971	10,638,440	8,987	7,449,790	5,984	3,188,650
板宿質屋	4,494	3,367,340	9,458	7,604,650	13,952	10,971,990	8,724	6,883,500	5,223	4,138,490
葦合質屋	3,756	3,692,900	11,751	11,301,180	15,507	14,994,080	10,127	9,899,830	5,380	5,094,200
計	20,461	14,538,590	43,835	38,097,240	64,296	62,635,830	40,975	35,295,770	23,321	17,340,060
										→14,538,590
										2,801,470

表 2 神戸市内公益質屋職業別貸付状況 (昭和27年度)

職業質屋	労働者		傭給生活者		商工業者		農漁業者		その他		計	
	口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額
林	6,420	5,057,570	5,575	4,541,400	3,110	2,599,300	144	121,250	4,617	3,711,800	19,866	16,081,320
	32.3	31.54	28.1	28.32	15.6	16.21	0.7	0.75	23.2	23.15	100.0	100%
田	2,301	1,533,400	6,905	5,191,590	2,393	1,436,050	159	106,000	3,213	2,371,400	14,971	10,638,440
	15.3	14.41	46.1	48.79	15.9	13.49	1.0	0.99	21.4	22.28	100.0	100%
灘	3,363	2,627,400	5,836	4,626,800	1,115	858,400	44	33,040	3,594	2,826,350	13,952	10,971,990
	24.1	23.94	41.8	42.16	8.0	7.82	0.3	0.30	25.7	25.75	100.0	100%
板	6,847	5,643,330	4,222	4,894,920	1,313	1,403,000	0	0	3,125	3,052,830	15,507	14,994,080
	44.1	37.63	27.2	32.64	8.4	9.35	0	0	20.1	20.36	100.0	100%
計	18,931	14,861,700	22,538	19,254,710	7,981	6,296,750	347	260,290	14,549	11,962,380	64,296	52,635,830
	29.4	28.23	35.0	36.58	12.3	11.96	0.5	0.49	22.6	22.72	100.0	100%

の貸付資金を基準にとつて、その収支差引額の累積度を眺めてみると、四月、五月は回収より貸出しが多く、資金が急激に減少しているが、六月、七月、八月は回収と貸出しが均衡状態にあり、手持ち資金は横ばい状態を呈している。旭が一月に入ると再び貸出しが多くなり、手持ち資金は再び減少の傾向を示している。(グラフ一)

(グラフ1)



このグラフを眺めてみると、六月、七月、八月は波状形の横ばい状態となっている。そこでこのグラフの形状には何か意味がありそうに思われるので、それを更に貸付金、回収金、在庫質草該当金額、利子収入等に就いての各月額を(表1)に就いて観察してみることにする。林田公益質屋の貸付能力(在倉額限界)は既に述べた如く、六百万円であ

表3 神戸市内公益質屋職業別円済状況(昭和27年度)

職業 質屋	労働者		俸給生活者		商工業者		農漁業者		その他		計	
	口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額
林	4,219	3,492,450	3,657	3,106,600	1,868	1,669,850	60	53,300	3,333	2,790,400	13,137	11,111,600
田	32.1	31.42	27.8	27.95	14.2	15.02	0.4	0.47	25.3	25.11	100.0	100.0
灘	942	1,108,090	4,341	3,404,300	1,702	1,305,500	46	33,700	1,956	1,598,200	8,987	7,449,790
	10.4	14.87	48.3	45.68	18.9	17.51	0.5	0.45	21.7	21.44	100.0	100.0
板	2,372	1,868,400	3,526	2,780,700	735	575,000	27	21,500	2,064	1,587,900	8,724	6,883,500
宿	27.1	27.34	40.4	40.68	8.4	8.41	0.3	0.31	23.6	23.23	100.0	100.0
葺	4,233	3,526,880	3,046	3,587,100	888	866,170	0	0	1,960	1,919,730	10,127	9,899,880
合	41.7	35.62	30.0	36.23	8.7	8.74	0	0	19.3	19.39	100.0	100.0
計	11,766	9,995,820	14,570	12,878,700	5,193	4,416,520	133	108,500	9,313	7,896,230	40,975	35,294,770
	28.7	28.32	35.5	36.48	12.6	12.51	0.3	0.3	22.7	22.37	100.0	100.0



表 4 神戸市内公益質屋収支状況 (昭和27年度)

収支 質屋	(倉庫 収容能力 貸出能力) 円	収 入		支 出			収支過 不足額		
		貸付金利息	処分手数料	計	人件費	事務費		其の他	
林 田	6,000,000	1,828,208	260,157	2,088,365	910,847	382,000	0	1,292,847	795,518
灘	6,000,000	1,207,480	3,126	1,210,606	936,715	250,000	0	1,186,715	23,891
板 宿	6,000,000	1,340,610	60,850	1,401,460	736,685	246,973	0	983,658	417,832
基 合	6,000,000	1,593,068	4,560	1,597,628	786,465	300,090	0	1,086,555	511,073
計	24,000,000	5,969,396	328,693	6,298,089	3,370,712	1,179,063	0	4,549,775	1,748,314

る。然るに六月、七月、八月に於いては質草在庫金額がその能力限界を超過してきたので、止むなく貸出を制限したものだと考えられる。それ故に九月に入つて再び貸出の余力を持つようになったのである。若しそうだとすれば、林田公益質屋の利用者の要求通り貸出そうとすれば、その貸出し能力を更に約百万円程増加することが望ましい。(図2)はこの状況を図示したものである。

七、お ち ゐ

- 一、公益質屋の定連者達はいつの時代でも職業別分布比率が一定しているが、その利用回数が少ない人達の場合には、景気の変動や時代の特色に依つて、その利用者の職業分布に変化を示している。
- 二、無職者、商業従事者、現業系会社員の世帯は他の職業のものより問題世帯を多く抱えている。
- 三、無職者と日雇労働者の世帯は他の職業のものよりも不利な労働類型に従事するものの比率が高い。

表 1 貸付資金運転状況（昭和27年度）

貸出能力 { 林田 6,000,000円  
神戸 24,000,000円

	林田公益質屋貸付資金運転状況				神戸市内公益質屋貸付資金運転状況			
	貸付金	回収金	在庫金額	利子収入	貸付金	回収金	在庫金額	利子収入
繰越			4,769,450				14,538,590	
27年4月	1,245,200	741,300	5,273,350	129,077	4,174,510	2,280,160	16,432,940	383,212
5月	1,185,250	578,250	5,880,350	130,230	3,978,750	1,938,500	18,473,190	401,059
6月	720,600	580,750	6,020,200	136,651	2,719,480	1,684,950	19,507,720	393,433
7月	876,400	665,800	6,230,800	161,732	3,105,730	1,933,700	20,679,750	467,974
8月	666,350	677,150	6,220,000	166,154	2,408,100	2,031,450	21,065,400	527,669
9月	633,050	1,032,750	5,820,300	219,160	2,093,800	3,127,900	20,022,300	674,782
10月	948,150	1,384,450	5,384,000	191,133	2,870,200	4,486,900	18,405,540	673,460
11月	851,050	1,157,300	5,077,750	147,781	3,058,100	3,689,800	17,773,840	529,543
12月	1,206,150	2,237,350	4,046,550	267,437	3,970,350	7,730,750	14,013,440	919,025
1月	1,021,450	603,850	4,464,150	81,894	3,184,150	1,810,600	15,386,990	280,195
2月	954,320	544,550	4,873,920	87,198	3,038,920	1,802,850	16,623,060	299,017
3月	953,900	708,000	5,119,820	109,761	3,495,150	2,532,800	17,340,060	420,027
計	11,261,870	流 10,911,500 流 11,112,600	4,918,720	1,828,208	38,097,240	35,050,420	17,340,060	5,969,396

7,000,000

図2

6,000,000  
(貸出能力限界)

5,000,000

4,000,000

貸 回 在  
 出 收 庫

昭和二十七年三月末日在庫高

繰 四 五 六 七 八 九 十 十 十二 一 二 三 繰  
 越 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 越

昭和二十七年

林田公益質屋貸付資金運転状況グラフ

四、公益質屋を利用している人達の世帯の大きさは、神戸市民のそれよりも大きい。

五、農漁業従事者と日雇労働者とは、一人当りの収入が他の職業のものよりも著しく低い。

六、一般に公益質屋を利用している人達の一人当りの収入は、一万円から一万二千円位である。

七、一世帯当りの勤労収入は、無職者を除けば、平均一万二千円から一万七千円前後である。

八、公益質屋を利用している人達が世帯に要する費用は、その世帯の大きさに依つても異なるが、無職者、農漁業従事者、日雇労働者の場合が極めて低く、平均一万三千円程度の生活であり、その他の職業の場合でも一万八千円程度の生活を営んでいる。

九、公益質屋で借受けをする金額は、一回につき平均千円から三千円位であり、その金は経常費として世帯の費用の不足額を補っている。就中、食料費として最も多く使われ、全借受額の六割を占めている。

十、公益質屋の利用者のうち約三割の人達は、利子の高い町の一般質屋をも併せて利用している。

十一、世帯員数の多少と就労者数、世帯収入との間には、共に大して大きな相関関係は認められない。

十二、公益質屋の貸付金は最高一万円となつているが、一般には二千円から三千円程度の金額を借受け、一万円も借り受ける質草も無く、またそれを返済する能力もないようである。

十三、一般に一人当りの借受け金額は少いようであるが、公益質屋の利用者が多いので、一年間の貸付け資金が一つの公益質屋に就て約百万円程不足しているようである。

十四、兵庫区に公益質屋を復旧して、神戸市全体で更に五百万円程度の貸付資金を増額すれば、公益質屋運営に関する殆んど凡ての問題が解決することになる。

Sasabe, Taketoshi

## Conditions of Social Status used Municipal Pawn Shop from View of Household Patterns

(the continuation of the subject)

### Résumé

- 1) The regular users of the municipal pawn shop are always constant on their occupational distribution ratio, but the unusual users of it are changing on the ratio according to the business conditions and the phases of the times.
- 2) The person without a regular occupation, the engaged in commerce and the outdoor worker in company are higher on the ratio of the handicapped household than the other.
- 3) The households of the day laborer and the person without a regular occupation are higher on the ratio engaging in the disadvantageous laboring patterns than the others.
- 4) The members of households using the municipal pawn shop are more in number than those of the residents of Kobe.
- 5) The day laborer and the engaged in farming and fishing have much lower income per capita than the engaged in the other occupations.
- 6) The income for each user of the municipal pawn shop is about from 10,000 yen to 12,000 yen.
- 7) The laboring incomes for each household, expecting the household without a regular occupation, are about from 12,000 yen to 17,000 yen on the average.
- 8) The household expense of the users of the municipal pawn shop varies with their household sizes; the household

expense of the person without a regular occupation, of the engaged in farming and fishing, of the day labor are very small generally and are only about 13,000 yen ; the household expense of the engaged in the other occupation are about 18,000 yen.

- 9) The money borrowing from the municipal pawn shop are about from 1,000 yen to 3,000 yen at a time, are supplemented the dissatisfied of household expense as the ordinary expenditure, especially are used as the food cost, account for 60 percent of all money borrowed from the municipal pawn shop.
- 10) The 30 percents of the users of the municipal pawn shop are using also the profit-making pawn shop.
- 11) The numbers of the household members are not so relative to the members of the laborers and the amount of the household income.
- 12) The maximum of the municipal pawn shop loan is 10,000 yen, but the users have only a loan of 2,000~3,000 yen, have no article to be priced 10,000 yen for pawning, also are unable to pay so much money back.
- 13) Generally, the amount of money borrowed by each user is low inspite that the number of the users is great. This causes a municipal pawn shop to find the lack of about 1,000,000 yen in loan each year.
- 14) The difficulties found in municipal pawn shops should be resolved, if the municipal pawn shop in Hyogo-ku were re-established in Hyogo-ku, and about 5,000,000 yen were added to the loan of municipal pawn shop in Kobe-city.